

**管理運用方針の変更**

変 更	現 行
<p><u>年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針</u></p> <p>(平成 1 8 年 4 月 1 日制定) (平成 年 月 日一部改正)</p>	<p><u>管理運用方針</u></p> <p>(平成 1 8 年 4 月 1 日制定)</p>
<p>年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号。以下「通則法」という。）及び年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 1 6 年法律第 1 0 5 号。以下「個別法」という。）第 2 0 条の規定による中期計画（以下「中期計画」という。）に基づき、次のとおり<u>年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針</u>（以下「業務方針」という。）を定める。管理運用法人は、通則法の規定に基づいて厚生労働大臣が定める中期目標（以下「中期目標」という。）の達成を目指し、<u>管理運用法人の投資原則及び行動規範を踏まえ、業務方法書、中期計画及び本業務方針</u>に沿って管理運用業務を実施するものとする。</p> <p>第 1 年金積立金の管理及び運用の目標等に関する事項</p> <p>管理運用法人は、中期計画で規定した運用目標を達成するため、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づき厚生労</p>	<p>年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号。以下「通則法」という。）及び年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 1 6 年法律第 1 0 5 号。以下「個別法」という。）第 2 0 条の規定による中期計画（以下「中期計画」という。）に基づき、次のとおり<u>管理運用方針</u>を定める。管理運用法人は、通則法の規定に基づいて厚生労働大臣が定める中期目標（以下「中期目標」という。）の達成を目指し、業務方法書、中期計画及び本<u>管理運用方針</u>に沿って管理運用業務を実施するものとする。</p> <p>第 1 年金積立金の管理及び運用の目標等に関する事項</p> <p>管理運用法人は、中期計画で規定した運用目標を達成するため、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づき厚生労</p>

変 更	現 行
<p>働大臣から寄託された積立金（第2の2（1）を除き、以下「年金積立金」という。）の管理及び運用の目標について、次のとおり定める。</p> <p>1. ～ 3. 略</p> <p>第2 年金積立金の管理及び運用における資産の構成並びに管理及び運用の手法に関する事項</p> <p>1. 資産の構成</p> <p>（1）基本ポートフォリオ</p> <p>① <u>基本ポートフォリオに基づく管理及び運用</u>  <u>管理運用法人は、基本ポートフォリオに従い、年金積立金の管理及び運用を行うものとする。</u></p> <p>② <u>基本ポートフォリオの見直し等</u>  <u>管理運用法人は、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認めるときは、見直しの検討を行う。</u>  <u>併せて、モデルポートフォリオ（管理運用主体（管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。②において同じ。）が共同して定める積立金の資産の構成の目標をいう。②において同じ。）の検証が必要と判断されたときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加える。</u></p>	<p>働大臣から寄託された積立金（第2の2（1）①を除き、以下「年金積立金」という。）の管理及び運用の目標について、次のとおり定める。</p> <p>1. ～ 3. 略</p> <p>第2 年金積立金の管理及び運用における資産の構成並びに管理及び運用の手法に関する事項</p> <p>1. 資産の構成</p> <p>（1）<u>基本ポートフォリオに基づく管理及び運用</u>  <u>管理運用法人は、基本ポートフォリオに従い、年金積立金の管理及び運用を行うものとする。</u></p>

変 更	現 行
<p>(2) 運用対象資産</p> <p>管理運用法人は、運用対象資産を国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とし、それらを原資産とする派生商品（デリバティブ）並びに国内債券及び外国株式の貸付け（有価証券信託の方法により運用するものを含む。）とすることができる。</p> <p><u>運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他運用委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分する。</u></p> <p>2. 管理及び運用の手法</p> <p>(1) 年金積立金全体の資産構成割合</p> <p>① 資産構成割合の変更等</p> <p>年金積立金（厚生年金保険及び国民年金における積立金をいう。④において同じ。）全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるよう資産構成割合の変更等を行う。</p> <p>なお、基本ポートフォリオの変更に伴い新しい基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。</p> <p>②及び③ 略</p>	<p>(2) 運用対象資産</p> <p>管理運用法人は、運用対象資産を国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とし、それらを原資産とする派生商品（デリバティブ）並びに国内債券及び外国株式の貸付け（有価証券信託の方法により運用するものを含む。）とすることができる。</p> <p>2. 管理及び運用の手法</p> <p>(1) 年金積立金全体の資産構成割合</p> <p>① 資産構成割合の変更等</p> <p>年金積立金（厚生年金保険及び国民年金における積立金をいう。）全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるよう資産構成割合の変更等を行う。</p> <p>なお、基本ポートフォリオの変更に伴い新しい基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。</p> <p>②及び③ 略</p>

変 更	現 行
<p>④ <u>オルタナティブ資産の上限</u>  <u>基本ポートフォリオで定められたオルタナティブ資産の上限は、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分されたオルタナティブ資産の合計額の年金積立金全体に対する割合で管理する。</u></p> <p>(2) 市場運用資金  管理運用法人は、市場運用資金の管理及び運用について、次のとおり行うものとする。</p> <p>① 略</p> <p>② 市場運用資金の運用方法  市場運用資金は、<u>キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用する。</u></p> <p>③ 略</p> <p>④ <u>運用委員会によるモニタリング</u>  <u>初めて取り組む手法及び新たな運用対象並びにそれらの運用方針については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めがあった事項については適時に運用委員会に報告する。</u></p> <p>(3) ~ (6) 略</p>	<p>(2) 市場運用資金  管理運用法人は、市場運用資金の管理及び運用について、次のとおり行うものとする。</p> <p>① 略</p> <p>② 市場運用資金の基本的な運用方法  市場運用資金は<u>パッシブ運用を中心とし、各運用対象資産の特性を踏まえ、パッシブ運用及びアクティブ運用の割合を定める。</u>  <u>また、特化型運用により、運用受託機関を構成する。</u></p> <p>③ 略</p> <p>(3) ~ (6) 略</p>

変 更	現 行
<p>第3～第4の2 略</p> <p>第5 運用受託機関の選定及び評価等に関する事項</p> <p>1. 運用受託機関</p> <p>(1) 選定基準及び方法並びに運用受託機関構成の見直し 管理運用法人は、運用受託機関を選定する場合には、<u>例えば、選定過程及び運用手数料の水準については事前に運用委員会の審議を経て、次に定める基準及び方法によるものとする。</u></p> <p>①～③ 略</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>2. 資産管理機関</p> <p>(1) 選定基準及び方法 管理運用法人は、資産管理機関を選定する場合には、<u>例えば、選定過程及び資産管理手数料の水準については事前に運用委員会の審議を経て、次に定める基準及び方法によるものとする。</u></p> <p>①及び② 略</p> <p>(2) 及び (3) 略</p> <p>3. トランジション・マネジャー</p> <p>(1) 選定基準及び方法</p>	<p>第3～第4の2 略</p> <p>第5 運用受託機関の選定及び評価等に関する事項</p> <p>1. 運用受託機関</p> <p>(1) 選定基準及び方法並びに運用受託機関構成の見直し 管理運用法人は、運用受託機関を選定する場合には、次に定める基準及び方法によるものとする。</p> <p>①～③ 略</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>2. 資産管理機関</p> <p>(1) 選定基準及び方法 管理運用法人は、資産管理機関を選定する場合には、次に定める基準及び方法によるものとする。</p> <p>①及び② 略</p> <p>(2) 及び (3) 略</p> <p>3. トランジション・マネジャー</p> <p>(1) 選定基準及び方法</p>

変 更	現 行
<p>管理運用法人は、1.(1)の規定にかかわらず、<u>トランジション・マネジャーを選定する場合には、例えば、選定過程及びトランジション・マネジメント手数料の水準については事前に運用委員会の審議を経て、次に定める基準及び方法によるものとする。</u></p> <p>①及び② 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4. 略</p> <p>第6 略</p> <p>第7 短期借入に関する事項</p> <p>1. 略</p> <p>2. 取引先選定等の基準 管理運用法人は、短期借入の取引先を選定する場合には、次に定める基準及び方法によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 取引先の評価 定期的に取引先の貸出能力等について総合的な評価を行い、取引先としての継続の可否に係る判断を行うものとする。</p>	<p>管理運用法人は、1.(1)の規定にかかわらず、トランジション・マネジャーを選定する場合には、次に定める基準及び方法によるものとする。</p> <p>①及び② 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4. 略</p> <p>第6 略</p> <p>第7 短期借入に関する事項</p> <p>1. 略</p> <p>2. 取引先選定等の基準 管理運用法人は、短期借入の取引先を選定する場合には、次に定める基準及び方法によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 取引先の評価 定期的に取引先の貸出能力、事務処理能力等について総合的な評価を行い、取引先としての継続の可否に係る判断を行うものとする。</p>

変 更	現 行
<p>第8 その他管理運用業務の運営に関する重要事項</p> <p>1. 略</p> <p>2. その他  本業務方針は、中期計画が変更された場合のほか、毎年少なくとも1回再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。</p>	<p>第8 その他管理運用業務の運営に関する重要事項</p> <p>1. 略</p> <p>2. その他  本管理運用方針は、中期計画が変更された場合のほか、毎年少なくとも1回再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。</p>